

第 33 回認知症対策推進会議 配布資料について(補足)

※人事異動に伴う幹事の変更について

- ・東京都及び警視庁における人事異動に伴い、前回の会議から幹事に変更がある。現在の幹事は資料 2 のとおり。

1 報告

(1)東京都における各計画の策定・見直しについて

<資料 3 : 「未来の東京」戦略(案)の抜粋>

- ・『未来の東京』戦略は、新たな都政の羅針盤として策定中の都の総合計画であり、昨年度策定した『未来の東京』戦略ビジョン(令和元年 12 月)をバージョンアップしたもの。現在、案文を公表し、3 月 13 日(土曜日)までパブリックコメントを募集している。
- ・当戦略(案)は、2040 年代の東京の姿である「ビジョン」と、ビジョンを実現するための 2030 年に向けた「戦略」及び「推進プロジェクト」から構成されている。
- ・資料 3 は、当戦略(案)のうち、その概要と、認知症施策に関わる「ビジョン」及び「戦略」を抜粋したもの。

<資料 4 : 第 8 期東京都高齢者保健福祉計画(案)の抜粋>

- ・高齢者保健福祉計画は、「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」とを都における「高齢者の総合的・基本的計画」として一体的に策定したもので、3 年ごとに改定している。
- ・今般、令和 3 年度から令和 5 年度までを対象期間とした「第 8 期東京都高齢者保健福祉計画」を策定中であり、3 月 8 日(月曜日)までパブリックコメントを募集しているところである。
- ・資料 4 は、当計画(案)の概要資料である。

<資料 5 : 第 7 次東京都保健医療計画中間見直し(案)の抜粋>

- ・東京都保健医療計画は、医療法に基づき、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」として策定しているもの。
- ・現在、平成 30 年度から令和 5 年度までを対象期間とした「第 7 次東京都保健医療計画」に基づき施策を展開しており、今年度は、医療法に基づく 3 年ごとの中間見直しを行っているところである。
- ・資料 5 は、当計画の中間見直し(案)のうち、認知症施策に関わる部分の概要資料である。

2 議 事

(1)令和 2 年度の東京都の認知症施策について

<資料 6 : 令和 2 年度の東京都の認知症施策の実施状況>

- ・新型コロナウイルス感染症が流行する中、今年度の都における認知症施策の実施状況は資料 6 のとおり。

(2)令和3年度の東京都認知症施策(案)について

<資料7：令和3年度における東京都認知症施策(案)>

- ・令和3年度に予定している都の認知症施策(案)の概要は資料7のとおり。
- ・大きな見直し等がある事業について、資料8から資料14において説明する。

<資料8：令和3年度における認知症の理解促進に向けた取組(案)>

- ・コロナ禍においても実施可能なものとして、資料8のとおり、普及啓発に向けた取組を実施予定。

<資料9：令和3年度の東京都認知症支援推進センター運営事業について(案)>

- ・昨年6月に取りまとめた認知症医療支援体制検討部会報告書「東京都における認知症ケアに携わる医療従事者等の人材育成の在り方について」に基づき、来年度以降の認知症支援推進センター運営事業について整理・見直しを行った。詳細は資料9のとおり。

<資料10：東京都認知症介護研修について(案)>

- ・コロナ禍においても認知症介護の充実を図るため、国の動向も注視しながら、資料10のとおり認知症介護研修を実施予定。

<資料11：令和3年度の若年性認知症総合支援センター運営事業について(案)>

- ・平成30年度に都が実施した「若年性認知症の生活実態に関する調査」から見える課題を踏まえ、来年度以降の若年性認知症総合支援センター運営事業について整理・見直しを行った。詳細は資料11のとおり。

<資料12：令和3年度の認知症とともに暮らす地域あんしん事業について(案)>

- ・「認知症地域支援推進事業」について、現行の区市町村補助事業は令和2年度で終了し、来年度からは区市町村包括補助事業に移行する。詳細は資料12のとおり。
- ・「認知症ケアプログラム推進事業」についても、区市町村への支援については令和3年度から区市町村包括補助事業に移行する。詳細は資料12のとおり。
- ・なお、日本版BPSDケアプログラムは、現在、国の老健事業において全国展開に向けた検証が実施されている。都においても、2025年度までに都内全域への展開を目指しているところである。

<資料13：大学研究者による事業提案「AIとIoTにより認知症高齢者問題を多面的に解決する東京アプローチの確立」について>

- ・資料13は、「大学研究者による事業提案制度」(※)において選定された事業の概要であり、令和2年度から電気通信大学の研究事業として開始している。令和3年度からは都が主体となってパイロット事業を実施予定。

※大学研究者による事業提案制度：東京都では、大学研究者から、研究成果・研究課題等を踏まえた事業提案を募集し、研究者・大学と連携・協働して事業を創出する取組を行っている。

<資料 14：高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会の概要>

- ・東京都では、今年度、都民が加齢により認知機能が落ちていく中でも、買い物や金融機関の利用などを適切に行いながら地域で生活が継続できるよう、民間と連携して方策を検討することを目的として、「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会」を設置した。当検討会は、認知症高齢者に限らず、広く高齢者に対するサービス提供のあり方を検討するものであり、検討会の概要及び今後の展開については資料 14 を参照のこと。

<資料 15：令和 3 年度の東京都認知症対策推進会議について（案）>

- ・来年度から、当会議の名称を「東京都認知症施策推進会議」に変更予定。スケジュール（案）については、資料 15 のとおり。

★ 令和 2 年度の認知症施策の実施状況及び令和 3 年度の認知症施策（案）について、ご意見や質問がありましたら、議事回答書に記入の上、ご提出ください。